

令和3年6月2日

各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

（参考：各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中）

内閣官房 I T 総合戦略室

未使用の VRS 用タブレット端末の返却について

各自治体におかれましては、ワクチン接種記録システム（VRS）に関して、タブレット端末による接種券読み取り等、多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

3月以降、接種券読み取り用タブレット端末の配布を行っていたところ、当初の端末の使用予定から変更等があった場合には、多くの自治体で適宜使用場所を変更するなど柔軟なご対応をいただいておりますが、一部の自治体から今後使用が見込まれないタブレット端末の返却意向を伺っております。

タブレット端末の有効活用を図るため、これまでに配布したタブレット端末のうち、今後自治体内での使用が見込まれない端末の返却を受け付けますので、以下の要領に沿って、手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

情報政策部局ご担当におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有をお願いいたします。

記

1. タブレット端末の返却条件について

- ・未使用品であること（汚損や破損がないこと）。
- ・現時点で、自治体内でタブレットの追加申請予定がないこと。
- ・付属品が全てそろっていること。
- ・梱包箱が全てそろっていること。

2. 返却方法について

端末の返却を希望する自治体におかれては、本事務連絡の回答フォームに従って、6月11日（金）までにご回答ください。

なお、返却時に使用する返送用伝票（3. 参照）の送付先の登録は一カ所のみ（自治体庁舎等を想定）とさせていただきます。恐縮ながら個別医療機関への返送用伝票の受渡しは各自治体にて行って頂くようお願い致します。

3. 返却の申し込み方法

希望頂いた自治体に対して、返送用伝票を送付致します。別添の「返送用マニュアル」に従って返送用伝票を貼り付け郵送してください。

返送用伝票は6月18日（金）までに送付する予定ですので、一週間後の6月25日（金）までに返送処理を終了して頂きますようお願い致します。

(以上)

連絡先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

（山下・小泉・松本）

電話番号：03-3581-3484

メールアドレス：digitalvaccine@digital.go.jp